

会長	副会長	作成
		

## 1. 開催日時等

- ① 日時：令和6年8月4日(日)10:00~12:00
- ② 場所：2階大ホール
- ③ 出席者：副会長、地区長、理事、(欠席者：原田、石田、遠藤、内山、関口理事)
- ④ 議長：久保田会長

## 2. 会長報告 添付資料①「令和6年8月度 会長報告」を参照のこと。

- (1) 熱中症で緊急搬送された事案からの教訓として、
  - ① 熱中症対策は言うまでもなく、発見に至るきっかけとなった近所付き合いを大切にすること
  - ② 緊急連絡先や医療情報等を記入し冷蔵庫に保管する、「市原市緊急医療情報キット」や「みまもりくんキット」の重要性を再認識した。今後、普及を自治会活動で取り組んでいきたい。
- (2) 市の耐震の出前講座で、2X4、軽量鉄骨の家屋は、建築年を問わず、2000年耐震基準を満たしていると、報告があった。

## 3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

### (1) 令和6年7月度会計報告(桐田会計担当副会長)

行政協力交付金(360円/世帯×1183世帯)414,050円の入金あり、予算執行は順調に推移。

### (2) 避難行動要支援者名簿と安否確認シートの整合性調査について

市原市から毎年「避難行動要支援者名簿」(以下要支援者名簿)が送られてきますが、この中に53名の方が、災害が発生した時、避難に手助けがいるとして記載されています。

一方、桜台自治会では災害時の安否確認等のために「安否確認シート」を作成し運用してきました。この中には避難時支援が必要な人として102人が記載されており、市が管理する要支援者名簿と異なっています。この度、2つの名簿、シートの差異を解消し、一体運用ができないか検討するものです。その手始めとして、要支援者リストに記載された53名の中には支援が必要でない人が多く含まれていることに注目し調査したところ、26名の方の支援が必要でないことが分かり、まずこの人たちの名簿からの削除を市と協議したい。今後の対応については、添付資料②「避難行動要支援者名簿の整備について」を参照のこと。

Q(大竹):要支援者名簿は、本来避難時支援が必要な人が落ちており、これを是正することは大変な労力を要するようになる。本当に必要なことですか。

A(会長):それを含めて検討しているところです。

### (3) 桜台自治会会則集の発刊について

10月中発刊で進める。次回本部役員会で内容を説明。

## 4. 各専門部年度活動計画の説明

### (1) イベント企画部

- ① 夏祭りの準備が順調に進んでいる。

② 添付資料③「令和6年桜台夏祭り役割分担(案)」に基づき、役割分担、各部協力人数等の説明、および出店、屋台の配置や花火実施場所等の場所について説明。

③ 資料に日程時間を入れ再配布。各種設営作業は8月20日から始まる。

④ 8月19日から8月26日まで、1階ホールは夏まつりの準備のため使用できません。

(2) 文化体育部

ラジオ体操の子供の参加者が少ない。参加するように盛り立てていきましょう。

(3) 防災部

① 今年度防災資機材は発電機1台、スマホ充電用機材、投光器を購入予定。ネットで購入した場合、市の補助金の対象にならないが、安く購入できる方法を検討する。

② 防災訓練では、“無事ですタオル”の掲示率向上を目指す。

(4) 福祉部

① 今後、上記「みまもりくん」等の普及活動を進めたい。

② 夏祭りお祝い金に対する領収書発行を考える。

(5) 生活環境部

7月28日(日)に自治会館周辺の草取り、1丁目バス停ベンチ周りの除草を実施。

(6) 防犯部: 本日部会を開いて夏祭り応援、防犯カメラ設置について検討する。

(7) 広報部: カメラを1台購入して夏祭り広報の充実を図ります。

## 5. 常務役員報告

(1) 2丁目秋元地区長

① 軽トラックが汚い。使用後は清掃すること。

② 軽トラックの自治会目的使用を優先するルールを作してほしい。

A(会長): 難しいが検討する。

(2) 3丁目 藤田地区長

ライターがそのまま出されていたり、穴の開いていないガス缶が出ていたり、ごみステーションのマナー違反が多い。都度地区長が対応している。注意を喚起したい。

(3) 1丁目 鈴木副会長

イベント企画部から、各専門部に対し依頼する事項について、8月20日(火)から夏祭り翌日までの具体的な依頼事項を、時間軸毎にまとめた資料を至急作成し、各理事さんのメールボックスに入れます。夏祭りは最大のイベントです義務行程としてご協力願います。

(4) 2丁目 片桐副会長

ミニストップから上がって来る道の、1丁目側歩道の縁石の隙間の雑草がひどいので除草剤をふりかけました。またラジオ体操会場のわんぱく公園の雑草が40cm~50cmも伸びており、体操中にチクチクするので、除草を行いました

6. 次回役員会予定: 今月から「会長報告」で確認願います。

## 7. 添付資料

添付資料①「令和6年8月度 会長報告」

添付資料②「避難行動要支援者名簿の整備について」

添付資料③「令和6年桜台夏祭り役割分担(案)」

以上

## 会長挨拶

連日のように<熱中症警戒アラート>が発令されていますが皆様、体調はいかがですか？

最近、桜台内でお一人住まい(ご主人は入院中)のご婦人が、自宅で熱中症のため倒れ、二日半に亘り飲まず食わずの状態で見つけられ救急搬送される事件が発生しました。

発見されたのはご近所の方達が、回覧板・新聞等が数日間ポストに溜まっているのに気づき自治会に相談に来られたことです。自治会ではすぐに警察へ連絡して警察官の派遣をお願いするとともに、ご近所の方達とご自宅に急行して外側より状況を確認しました。インターホン並びに呼びかけには応答がありませんでした。その後、警察官が到着し室内を調査して発見されました。

今回の件で感じたことは、①近所付き合いの大切さ、②緊急連絡先を判るようにしておくことでした。

緊急連絡先記入用紙セットの入手方法(緊急連絡先・掛かり付け医院等を記入し冷蔵庫に保管)

①「市原市緊急医療情報キット」⇒市原市<高齢者支援課 23-9814>へ申込み

②「みまもりくんキット」⇒桜台自治会<66-1341>又は民生委員へ申込み

高齢者世帯の方は是非このキットをご活用してください

## I. 7月7日～8月3日の自治会・関係団体の行事関係

1. 7月13日(土)市原市出前講座「木造住宅の耐震対策のすすめ」開催・・・会員36名出席

### (1) 桜台地区住宅耐震化の現状

①旧耐震基準(昭和56年以前の基準で建設された住宅)・・・663棟

②新耐震基準(昭和56年以降の基準で建設された住宅)・・・405棟

③2000年基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103棟

### (2) 上記①・②の基準では震度6強の地震には耐えられず倒壊する

③の2000年基準では震度6強の地震1回では倒壊を免れ、命を守ることが可能

### (3) 耐震補強工事は2000年基準を満足するもので、費用は50万円～300万円程度だが平均的な工事費は150万円程度となり、その内100万円は市原市より補助を受けることができるため、実質50万円の負担で工事が可能となる

### (4) 耐震補強工事の流れ

①市原市の無料耐震相談会へ申込み(自宅の建築図面持参)現在申込者急増中

②現地診断(目視で屋根裏、床下の確認及び非破壊で基礎鉄筋検査、簡易な地盤調査、耐震改修計画案の作成を行う)費用は5000円必要(補助金を活用して)

③耐震設計(市に登録された設計士が補強内容・工事費用・補助金の申請手続き・工事業者との調整等を行う)

④耐震補強工事の実施(市に登録された事業者<31社>が工事施工)

2. 7月16日(火)有秋南小学校区安心安全NW会議(桜台自治会館)・・・久保田出席

### (1) 町会、学校、専門部からの報告

①各町会より報告

②有秋南小学校区より報告(7/17草刈り協力依頼、7/20～9/2夏休み)

- (1) 有秋地区市民体育祭の開催について
- ① 10月5日(土) 有秋南小学校で開催
  - ② 競技は運動場及び体育館で実施し、菓子取り競争、ボッチャ等の軽スポーツ
  - ③ 桜台より駐車場係1名及び競技役員の応援者数名の選出を依頼された
- 今年は地元開催となるので<文化体育部>が音頭を取り、全員で盛り上げたいと思います
- (2) 有秋地区祭りの開催について
- ① 11月16日～17日 有秋公民館にて開催(有秋地区盆踊り廃止の代替祭り)  
余技作品の展示、楽器演奏、ダンス、フリーマーケット等
  - ② 桜台フスティバルと同一日となるため役員としての参加は出来ない旨を伝える
- (3) 市長と町会長で語ろう未来創生ミーティングについて  
10月13日(日・祝) 10時～ 有秋公民館で実施
- (4) 市原市総合防災訓練有秋地区の実施について  
11月3日(祝) 9時～ 一時避難所へ集合と有秋南小学校で避難所開設訓練等
- (5) 盆踊り資材の廃棄について⇒8/3(土) 桜台自治会で小型提灯90個をいただく

## II. トピックス

1. 7月18日、「桜台地区に隣接する山林の造成工事」を施工するエコナビ株式会社より、8月頃千葉県への認可が下りそうとのことで、覚書の再確認を行った。  
変更点：千葉県の指示により以下の2点を変更した
  - (1) 客土(残土の上を普通の土で覆う)をせずに植林を行う⇒客土をして植林を行う
  - (2) 1日30台程度の大型ダンプカーで搬入する⇒1日50台から60台の普通ダンプカーで搬入する
2. 7月23日より「移動販売車マックスバリュー辰日台店号」が新たに参入しました  
毎週、火曜日と金曜日に4丁目<なかよし公園11:20～11:50>と2丁目<わんぱく公園12:00～12:30>で販売しています
3. 深城池周遊道路が、道路改修工事のため一部通行止めになります(クリエイト桜台店入口側～有秋南小学校裏階段側まで)8月下旬～9月下旬までの間で1週間程度
4. 深城川フェンス改修工事(日東バスターミナル裏～上流に向かって)が行われます  
工事施工期間は9月上旬より2週間程度(8月中旬に予告看板設置)  
工事施工に合わせて雑木等の伐採を行うように依頼した

## III. 転入・転出(令6年7月末現在)

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	6月末世帯数
前月世帯数	218	403	323	245	1188
転入					
転出		1			
今月世帯数	218	402	323	245	

## IV. 会長への手紙

No	月日	連絡	地域	内 容	対応状況
1	7/7	メール	4丁目	熱中症警戒アラートが出ている 最中に公園清掃を実施するのは 危険ではないか	ご指摘のとおり危険と判断 して、7月～9月の公園清 掃は中止することとしまし た

## V. 審議＜決議、検討・確認＞事項

### 1. 月次決算報告（桐田副会長）

### 2. 災害時要支援者リストと安否確認シートの整合性調査について

### 3. 桜台自治会＜会則集＞の発刊について

### 3. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部

(5) 防犯部

(2) 文化体育部

(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部

### 5. 地区長報告

### 6. 副会長報告

次回の開催予定日（常務役員会議）      9月1日（日）9 時より

次回の開催予定日（本部役員会議）      9月1日（日）10時より

令和6年8月4日

## 避難行動要支援者名簿の整備について

桜台自治会会長 久保田巖

## 1. はじめに

災害対策基本法に基づき市原市は、高齢者や障害者等の配慮を要する者のうち、災害時に「自力で非難することが困難な」避難行動要支援者を、迅速かつ的確に避難していただくため、「避難行動要支援者の避難行動支援に対する制度」を創設している。

災害対策基本法第49条の10に基づき定める避難行動要支援者名簿(以後要支援者名簿という)は、災害発生時避難に支援が必要な人をリストしたもので、この要支援者名簿管理の主管は市原市役所危機管理課で、町会(自治会等)組織が実行組織になっている。桜台地区においてはどのような運用状態にあるかを調査した結果を踏まえ、今後の対応を以下に述べる。

## 2. 今後の自治会の取り組み

- (1) 大地震等災害時の避難において、支援が必要な人をすべて要支援者名簿にあげ、避難行動時に支援できるようにする。
- (2) 現在の要支援者名簿では、支援が必要ない人も載っており、また支援が必要な人が抜け落ちており、早急に要支援者名簿を実態に合った使えるものにする。
- (3) 災害時一時避難場所で使用する桜台自治会独自の安否確認シートに、要支援者名簿情報を取り込み、一体運用する。

## 3. 要支援者名簿の問題点

## 3.1 2013年災害対策基本法改正以前の要援護者制度

2013年以前は、2006年に制定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が用いられていた。災害時要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々」のことをいい、一般的には高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等があてはまる。

しかしながら個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の収集・共有・活用が進んでおらず、2011年の東日本大震災では、要援護者の死亡率は健常者の2倍で、要援護者の救出に向かった消防、警察の人にも多くの犠牲者が出た。

## 3.2 2013年の法改正(要支援者を対象者を絞るため)

法の改正により、新たに「要配慮者」と「避難行動要支援者」という類型が設けられた。「要配慮者」とは「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者」(同法第8条第2項第15号)であり、従来の災害時「要援護者」と重なるものである。「避難行動要支援者」(以下「要支援者」という)とは「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」(同法第49条の10第1項)と定義される。要支援者に該当するかの要件は各自治体で設

定することとされており、取組指針では要介護認定 3～ 5を受けている者、身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する身体障害者等が例として挙げられている。

「避難行動要支援者」を新たに設けた理由としては、自治体への名簿作成義務付けと避難支援の実効性を考慮して、確実に支援すべき者の対象を絞ったからと解されている。

### 3. 3 市原市の取り組み

市では、避難することに支障のある在宅の方を「避難行動要支援者」とし、以下の人を対象にリストアップした。2013年法改正の趣旨が理解されておらず、要支援者が絞り切れていない。

(1) 65 歳以上の要支援又は要介護認定を受けている一人暮らし又は高齢者のみの世帯者

(2) 介護保険における要介護3、4、5の認定者

(3) 障害者の方で次に該当する者

① 身体障害者手帳1～3 級の所持者(身体障害者手帳1, 2(第1種))

② 療育手帳<sup>Ⓐ</sup> または A の所持者

③ 精神保健福祉手帳 1 級の所持者

(4) 乳幼児

(5) 妊産婦

(6) 日本語の理解が十分でない外国人

※(1)から(6)に該当しない方でも、避難することに支障がある方は、対象になる場合がある。

※ 要介護認定を受けていない(1)対象者のうち、旧制度(要援護者リスト)で登録済みの方は、対象者になります。これが⑦の理由

### 3. 4 市原市の対応の問題点

2013年、要援護者制度の問題点をもとに法改正をし、避難行動要支援者として、対象者を絞ったにもかかわらず市原市では絞られておらず、さらに、避難に支援の不要な多くの配慮者(⑦の理由等)が名簿に含まれてしまった。また個人情報保護を優先したため、多くの人が対象から外れた。

## 4. 今後の進め方

(1)現要支援者名簿に記載のある要支援者57名中、理由⑦の要援護者からの移動してきた人 39 人に対する調査結果、名簿に載っていることを知らなかった人:23人、避難に支援が不要な人26人(入院中2人)、であった。支援が不要な人を名簿から外すために市と協議をする。

(2)今後、要支援者名簿の整備を行うために関係者の打合せをする。(9月)

出席者:① 自治会常務役員

② 防災部理事

③ 民生委員

来年度新名簿とするために、対象者の削除、追加を行う。

(3)安否確認シートに上がっている人で、現要支援者名簿に上がっていない人の調査を行い、対象者をリストアップする。

まず、ここまでの提案です。

以上

令和6年 桜台夏祭り 役割分担 (案)

令和6年 8月3日  
イベント企画

添付資料③

役割	人数	専門部				主な業務	備考(業者・協力・職員等)
		イベント10	文化体育5	生活環境5			
設営	20	イベント10				<ul style="list-style-type: none"> <li>会場計画立案</li> <li>会場、テントの設営及び撤収</li> <li>電気関係の準備(照明・音響等)</li> <li>ロープの張り付け</li> </ul>	備考(業者・協力・職員等) 鈴木副会長 ・2丁目鈴木/音響担当
受付/案内	4	福祉部4				<ul style="list-style-type: none"> <li>夏祭りの受付(招待は行わないが、来客に対する対応)</li> <li>来賓対応(招待は行わないが、来賓に対する対応)</li> </ul>	
抽選会運営	4	イベント4				<ul style="list-style-type: none"> <li>景品の購入・手配</li> <li>抽選会の進行</li> <li>放送係との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器の設置確認</li> </ul>
出店	2	イベント2				<ul style="list-style-type: none"> <li>出店者への啓蒙(各機関の指導内容の確認)</li> <li>自治会出店の運営(販売品の購入・手配)</li> <li>キッチンカー一場所への配慮等</li> </ul>	
交通整理	子供神輿時10 夏祭りの時6		防犯部 子供神輿時5 夏祭りの時3	防災部 子供神輿時5 夏祭りの時3		<ul style="list-style-type: none"> <li>子供神輿の交通整理</li> <li>横断歩道付近の交通整理(夏祭りの時)</li> </ul>	
看板等の設置	10	イベント10				<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場看板の設置</li> <li>盆踊り会場看板設置</li> </ul>	
ポスター制作 記録(広報部)	6	イベント6				<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターの作成/掲示</li> <li>夏祭りの記録(写真等) 広報部</li> </ul>	
アナウンス	2	イベント2				<ul style="list-style-type: none"> <li>スケジュールの進行</li> <li>場内放送</li> </ul>	
花火大会	8	イベント2	防犯3	防災3		<ul style="list-style-type: none"> <li>噴射式花火への点火</li> <li>手持ち花火への点火</li> <li>使用後の花火の処理</li> </ul>	
はっぴ・浴衣・金券	5	イベント5				<ul style="list-style-type: none"> <li>ハッピ/浴衣の貸し出し管理</li> <li>金券の管理</li> </ul>	
子供神輿	20	イベント10	文化体育5	生活環境5		<ul style="list-style-type: none"> <li>水分補給の準備、提供</li> <li>大鼓の練習参加者の募集/開催</li> <li>子供神輿経路決定・運営</li> <li>飲食物の配布</li> <li>神輿の付き添い</li> </ul>	
予算管理	鈴木副会長					<ul style="list-style-type: none"> <li>予算管理者</li> </ul>	

\*本部役員の方は、必ず子供神輿への参加をよろしく願っています。

記：大野